

執行機関

XI 執行機関

92. 職員

(1) 職種別職員数（その1）

区 分 区 名	総 数	事 務 系			
		事 務	児童厚生		
総 数	78,850<43,145> (100.0)	30,872	11,185	2,014<1,630>	33,642 <13,079> (42.70)
千代田	1,373< 529> (100.0)	660	201	13< 10>	688 < 214> (50.10)
中央	1,656< 760> (100.0)	759	260	— < — >	766 < 261> (46.30)
港	2,528< 1,206> (100.0)	1,089	356	39< 26>	1,138 < 384> (45.00)
新宿	3,130< 1,625> (100.0)	1,348	482	16< 15>	1,447 < 534> (46.20)
文京	2,132< 1,097> (100.0)	932	343	51< 39>	1,020 < 397> (47.80)
台東	1,736< 768> (100.0)	942	285	— < — >	952 < 288> (54.80)
墨田	2,527< 1,288> (100.0)	1,048	346	28< 15>	1,089 < 366> (43.10)
江東	3,451< 2,013> (100.0)	1,208	436	101< 81>	1,328 < 528> (38.50)
品川	3,607< 2,045> (100.0)	1,304	455	164< 111>	1,511 < 579> (41.90)
目黒	2,742< 1,442> (100.0)	1,228	454	77< 51>	1,326 < 512> (48.40)
大田	6,382< 3,524> (100.0)	2,369	856	234< 222>	2,663 < 1,095> (41.70)
世田谷	5,856< 3,163> (100.0)	2,446	951	122< 79>	2,614 < 1,040> (44.60)
渋谷	2,795< 1,412> (100.0)	1,188	454	1< 1>	1,220 < 464> (43.60)
中野	3,303< 2,000> (100.0)	1,252	482	136< 120>	1,422 < 616> (43.10)
杉並	4,415< 2,502> (100.0)	1,777	714	213< 177>	2,034 < 908> (46.10)
豊島	2,904< 1,699> (100.0)	1,133	427	78< 65>	1,257 < 510> (43.30)
北	3,402< 1,959> (100.0)	1,278	472	91< 87>	1,409 < 569> (41.40)
荒川	2,066< 1,010> (100.0)	925	299	38< 33>	984 < 341> (47.60)
板橋	4,416< 2,615> (100.0)	1,684	642	153< 120>	1,868 < 775> (42.30)
練馬	5,199< 2,959> (100.0)	1,774	586	205< 132>	2,027 < 735> (39.00)
足立	5,030< 2,828> (100.0)	1,706	625	57< 57>	1,802 < 698> (35.80)
葛飾	3,950< 2,145> (100.0)	1,340	493	84< 77>	1,453 < 581> (36.80)
江戸川	4,250< 2,556> (100.0)	1,482	566	113< 112>	1,624 < 684> (38.20)

資料：特別区人事委員会「平成元年4月1日現在 特別区職員の構成」

注：1. 一般職に属する職員である。ただし、「準職員及び臨時職員」、「休職者、結核休養者及び育児休業中の職員」、「組合専従者」、「区から給与が支給されていない他団体等への派遣職員」、「都職員、幼稚園教諭」は含まれていない。

(平成元. 4. 1現在)

					一般技術系		
土 木	建 築	機 械	電 気	保 母			
1, 779<1>	1, 446 <49>	257<—>	461 < 1>	13, 826<13, 750>	19, 166 <14, 128>(24. 3)		総
44 <—>	38 < 1>	4 <—>	15 <—>	116< 116>	254 < 120>(18. 5)		千
54 <—>	42 < 1>	13 <—>	13 <—>	212< 212>	380 < 19>(22. 9)		中
61 <—>	50 <—>	6 <—>	17 <—>	321< 319>	508 < 326>(20. 1)		港
59 <—>	54 <—>	9 <—>	15 <—>	508< 508>	725 < 530>(23. 2)		新
40 <—>	49 < 1>	11 <—>	14 <—>	327< 327>	490 < 344>(23. 0)		文
35 <—>	40 < 1>	3 <—>	13 <—>	166< 166>	301 < 171>(17. 3)		台
71 <—>	52 < 3>	6 <—>	21 <—>	468< 455>	661 < 470>(26. 2)		墨
71 <—>	52 < 1>	5 <—>	21 <—>	648< 648>	835 < 654>(24. 2)		江
79 <—>	61 < 3>	10 <—>	25 <—>	691< 675>	924 < 685>(25. 6)		品
58 <—>	61 < 2>	10 <—>	19 <—>	422< 422>	627 < 439>(22. 9)		目
129 <—>	95 < 4>	25 <—>	30 <—>	1, 224< 1, 224>	1, 616 < 1, 250>(25. 3)		大
151 <—>	122 < 9>	15 <—>	37 <—>	947< 935>	1, 386 < 989>(23. 7)		世
52 <—>	57 < 3>	9 <—>	20< 1>	419< 419>	601 < 429>(21. 5)		洪
54 < 1>	58	11 <—>	16 <—>	686< 682>	883 < 702>(26. 7)		中
93 <—>	85 < 5>	13 <—>	22 <—>	750< 741>	1, 060 < 772>(24. 0)		杉
56 <—>	57 < 4>	11 <—>	17 <—>	618< 618>	809 < 635>(27. 9)		豊
65 <—>	59 < 3>	12 <—>	19 <—>	643< 643>	854 < 659>(25. 1)		北
56 <—>	48 <—>	9 <—>	12 <—>	286< 286>	453 < 300>(21. 9)		荒
86 <—>	84 < 2>	14 <—>	24 <—>	792< 792>	1, 071 < 807>(24. 3)		板
109 <—>	81 < 2>	15 <—>	17 <—>	1, 066< 1, 055>	1, 352 < 1, 071>(26. 0)		練
148 <—>	88 < 3>	21 <—>	31 <—>	1, 005< 997>	1, 365 < 1, 010>(27. 1)		足
109 <—>	54 < 1>	13 <—>	20 <—>	736< 735>	989 < 755>(25. 0)		葛
99 <—>	59 <—>	12 <—>	23 <—>	775< 775>	1, 022 < 791 (24. 0)		江

2. < > 内は、女子の職員数で内数である。

3. () 内は、構成比である。

執行機関

(1) 職種別職員数（その2）

（平成元.4.1現在）

区 分 区 名			
	医 師	医 療 技 術 系	技 能 労 務 系
総 数	136<79>	2,583< 1,283> (3.3)	23,459<13,655>(29.8)
千 代 田	4< 3>	47 < 37> (3.4)	384 < 158>(28.0)
中 央	5< 2>	56 < 47> (3.4)	454 < 233>(27.4)
港	6< 4>	91 < 72> (3.6)	791 < 424>(31.3)
新 宿	7< 4>	118 < 103> (3.8)	840 < 458>(26.8)
文 京	4< 3>	73 < 65> (3.4)	549 < 291>(25.8)
台 東	3< 1>	53 < 44> (3.1)	430 < 265>(24.8)
墨 田	5< 3>	60 < 50> (2.4)	717 < 402>(28.4)
江 東	4< ->	75 < 61> (2.2)	1,213 < 770>(35.1)
品 川	6< 5>	140 < 129> (3.9)	1,032 < 652>(28.6)
目 黒	4< 3>	91 < 85> (3.3)	698 < 406>(25.5)
大 田	7< 3>	198 < 178> (3.1)	1,905< 1,001>(29.8)
世 田 谷	9< 6>	169 < 157> (2.9)	1,687 < 977>(28.8)
渋 谷	3< 1>	93 < 81> (3.3)	881 < 438>(31.5)
中 野	6< 3>	128 < 111> (3.9)	870 < 571>(26.3)
杉 並	12<10>	152 < 133> (3.4)	1,169 < 689>(26.5)
豊 島	4< 2>	107 < 96> (3.7)	731 < 458>(25.2)
北	6< 2>	100 < 84> (2.9)	1,039 < 647>(30.5)
荒 川	4< 3>	61 < 52> (3.0)	568 < 317>(27.5)
板 橋	8< 6>	154 < 142> (3.5)	1,323 < 891>(30.0)
練 馬	8< 6>	196 < 182> (3.8)	1,624 < 971>(31.2)
足 立	6< 2>	140 < 124> (2.8)	1,723 < 996>(34.3)
葛 飾	7< 2>	124 < 107> (3.1)	1,384 < 702>(35.0)
江 戸 川	8< 5>	157 < 143> (3.7)	1,447 < 938>(34.0)

資料：特別区人事委員会「平成元年4月1日現在 特別区職員の構成」

注：1. < >内は、女子の職員数で内数である。

2. ()内は、構成比である。

(2) 職層別職員数 (その1)

(平成元. 4. 1現在)

区 分 区 名		総 数		管 理 職								総
				計		部長級		統括		課長級		
		構成比	構成比					課長	構成比	構成比	構成比	
総 数		78,850	100.0	1,919	2.4	530	0.7	248	0.3	1,141	1.4	総
千 代 田 中 央 港		1,373	100.0	70	5.1	20	1.5	8	0.6	42	3.1	千 中 港
		1,656	100.0	65	3.9	20	1.2	7	0.4	38	2.3	
		2,528	100.0	75	3.0	17	0.7	9	0.4	49	1.9	
新 宿 文 京 台 東		3,130	100.0	94	3.0	26	0.8	10	0.3	58	1.9	新 文 台
		2,132	100.0	68	3.2	18	0.8	13	0.6	37	1.7	
		1,736	100.0	62	3.6	20	1.2	16	0.9	26	1.5	
墨 田 江 東 品 川		2,527	100.0	75	3.0	20	0.8	10	0.4	45	1.8	墨 江 品
		3,451	100.0	73	2.1	19	0.6	10	0.3	44	1.3	
		3,607	100.0	73	2.0	20	0.6	5	0.1	48	1.3	
目 黒 大 田 世 田 谷		2,742	100.0	78	2.8	25	0.9	9	0.3	44	1.6	目 大 世
		6,382	100.0	128	2.0	36	0.6	11	0.2	81	1.3	
		5,856	100.0	136	2.3	36	0.6	17	0.3	83	1.4	
渋 谷 中 野 杉 並		2,795	100.0	71	2.5	17	0.6	8	0.3	46	1.6	渋 中 杉
		3,303	100.0	80	2.4	21	0.6	8	0.2	51	1.5	
		4,415	100.0	107	2.4	29	0.7	16	0.4	62	1.4	
豊 島 北 荒 川		2,904	100.0	70	2.4	19	0.7	14	0.5	37	1.3	豊 北 荒
		3,402	100.0	79	2.3	25	0.7	12	0.4	42	1.2	
		2,066	100.0	70	3.4	16	0.8	11	0.5	43	2.1	
板 橋 練 馬 足 立		4,416	100.0	85	1.9	22	0.5	15	0.3	48	1.1	板 練 足
		5,199	100.0	93	1.8	30	0.6	12	0.2	51	1.0	
		5,030	100.0	101	2.0	23	0.5	12	0.2	66	1.3	
葛 飾 江 戸 川		3,950	100.0	91	2.3	30	0.8	9	0.2	52	1.3	葛 江
		4,250	100.0	75	1.8	21	0.5	6	0.1	48	1.1	

資料：特別区人事委員会「平成元年4月1日現在 特別区職員の構成」

注：一般職に属する職員である。ただし、「準職員及び臨時職員」、「休職者、結核休養者及び育児休業中の職員」、「組合専従者」、「区から給与が支給されていない他団体等への派遣職員」、「都職員、幼稚園教諭」は含まれていない。

執行機関

(2) 職層別職員数（その2）

区 分 区 名	主							
	計		総括係長		係 長		主 査	
		構成比		構成比		構成比		構成比
総 数	76,931	97.6	2,276	2.9	5,996	7.6	3,028	3.8
千 代 田	1,303	94.9	62	4.5	165	12.0	29	2.1
中 央	1,591	96.1	44	2.7	157	9.5	42	2.5
港	2,453	97.0	62	2.5	235	9.3	58	2.3
新 宿	3,036	97.0	93	3.0	294	9.4	80	2.6
文 京	2,064	96.8	52	2.4	212	9.9	74	3.5
台 東	1,674	96.4	88	5.1	157	9.0	59	3.4
墨 田	2,452	97.0	85	3.4	166	6.6	103	4.1
江 東	3,378	97.9	108	3.1	216	6.3	175	5.1
品 川	3,534	98.0	149	4.1	170	4.7	301	8.3
目 黒	2,664	97.2	73	2.7	251	9.2	93	3.4
大 田	6,254	98.0	158	2.5	338	5.3	341	5.3
世 田 谷	5,720	97.7	139	2.4	485	8.3	211	3.6
渋 谷	2,724	97.5	124	4.4	126	4.5	201	7.2
中 野	3,223	97.6	119	3.6	293	8.9	99	3.0
杉 並	4,308	97.6	135	3.1	329	7.5	166	3.8
豊 島	2,834	97.6	107	3.7	220	7.6	203	7.0
北	3,323	97.7	97	2.9	287	8.4	132	3.9
荒 川	1,996	96.6	57	2.8	214	10.4	58	2.8
板 橋	4,331	98.1	91	2.1	326	7.4	177	4.0
練 馬	5,106	98.2	113	2.2	436	8.4	98	1.9
足 立	4,929	98.0	115	2.3	397	7.9	151	3.0
葛 飾	3,859	97.7	121	3.1	282	7.1	89	2.3
江 戸 川	4,175	98.2	84	2.0	240	5.6	88	2.1

資料：特別区人事委員会「平成元年4月1日現在 特別区職員の構成」

注：一般職に属する職員である。ただし、「準職員及び臨時職員」、「退職者、結核休養者及び育児休業中の職員」、「組合専従者」、「区から給与が支給されていない他団体等への派遣職員」、「都職員、幼稚園教諭」は含まれていない。

執行機関

(平成元. 4. 1現在)

事									
主任主事		行（一） 5 等級		行（一） 6 等級		そ の 他			
		相 当	構成比	相 当	構成比		構成比		
9, 234	11. 7	27, 480	34. 9	5, 458	6. 9	23, 459	29. 8	総	
137	10. 0	432	31. 5	94	6. 8	384	28. 0	千	
165	10. 0	587	35. 4	142	8. 6	454	27. 4	中	
244	9. 7	875	34. 6	188	7. 4	791	31. 3	港	
391	12. 5	1, 122	35. 8	216	6. 9	840	26. 8	新	
288	13. 5	765	35. 9	124	5. 8	549	25. 8	文	
325	18. 7	498	28. 7	117	6. 7	430	24. 8	台	
343	13. 6	815	32. 3	223	8. 8	717	28. 4	墨	
395	11. 4	1, 086	31. 5	185	5. 4	1, 213	35. 1	江	
399	11. 1	1, 284	35. 6	199	5. 5	1, 032	28. 6	品	
224	8. 2	1, 110	40. 5	215	7. 8	698	25. 5	目	
577	9. 0	2, 354	36. 9	581	9. 1	1, 905	29. 8	大	
528	9. 0	2, 117	36. 2	553	9. 4	1, 687	28. 8	世	
280	10. 0	934	33. 4	178	6. 4	881	31. 5	洪	
350	10. 6	1, 222	37. 0	270	8. 2	870	26. 3	中	
524	11. 9	1, 704	38. 6	281	6. 4	1, 169	26. 5	杉	
322	11. 1	1, 051	36. 2	200	6. 9	731	25. 2	豊	
530	15. 6	1, 068	31. 4	170	5. 0	1, 039	30. 5	北	
384	18. 6	656	31. 8	59	2. 9	568	27. 5	荒	
625	14. 2	1, 497	33. 9	292	6. 6	1, 323	30. 0	板	
546	10. 5	1, 904	36. 6	385	7. 4	1, 624	31. 2	練	
673	13. 4	1, 604	31. 9	266	5. 3	1, 723	34. 3	足	
491	12. 4	1, 295	32. 8	197	5. 0	1, 384	35. 0	葛	
493	11. 6	1, 500	35. 3	323	7. 6	1, 447	34. 0	江	

執行機関

(3) 職員定数の推移

(各年4. 1現在)

区分 区名	昭和 59 年	昭和 60 年	昭和 61 年	昭和 62 年	昭和 63 年	平成元年		
						数	対前年比	職員1人 当たりの 人口
総数	82,945	82,460	82,128	81,691	81,523	81,609	86	99.9
千代田 中央 港	1,484	1,484	1,484	1,484	1,484	1,484	—	33.5
	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801	—	44.6
	2,705	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650	—	65.3
新宿 文京 台東	3,422	3,422	3,422	3,375	3,375	3,375	—	90.3
	2,415	2,369	2,351	2,282	2,268	2,230	△38	82.3
	2,348	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	—	74.4
墨田 江東 品川	2,600	2,580	2,555	2,535	2,535	2,535	—	89.1
	3,839	3,839	3,839	3,839	3,839	3,839	—	100.7
	3,781	3,764	3,739	3,701	3,657	3,657	—	93.5
目黒 大田 世田谷	2,787	2,787	2,787	2,787	2,787	2,787	—	90.0
	6,358	6,336	6,322	6,350	6,375	6,433	58	101.5
	5,982	5,982	5,952	5,942	5,942	5,992	50	130.4
渋谷 中野 杉並	2,795	2,795	2,795	2,795	2,795	2,814	19	76.4
	3,371	3,345	3,345	3,345	3,345	3,345	—	94.1
	4,679	4,679	4,679	4,541	4,541	4,541	—	114.3
豊島 北 荒川	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	—	85.9
	3,682	3,682	3,552	3,552	3,552	3,552	—	100.6
	2,337	2,263	2,222	2,192	2,192	2,130	△62	84.3
板橋 練馬 足立	4,496	4,452	4,450	4,450	4,450	4,478	28	112.7
	4,919	4,974	5,089	5,141	5,213	5,287	74	114.7
	5,552	5,507	5,385	5,270	5,113	5,070	△43	124.1
葛飾 江戸川	4,249	4,140	4,100	4,050	4,000	4,000	—	105.3
	4,360	4,360	4,360	4,360	4,360	4,360	—	125.5

資料：特別区人事・厚生事務組合人事企画部資料による。

注：1. 各区の定数条例による数値である。

2. 「職員1人当たりの人口」の算出基礎となる人口は、昭和64年1月1日現在の住民台帳人口を用いた。

93. 行政機関と附属機関

(1) 行政委員会及び委員数

(平成元 4.1 現在)

区 分 区 名	教 育 委 員 会		選 挙 管 理 委 員 会		監 査 委 員		農 業 委 員 会	
総 数	115	92	83	(37)	[46]		146	
千 代 田	5	4	3	(1)	[2]		—	
中 央	5	4	3	(1)	[2]		—	
港	5	4	2	—	[2]		—	
新 宿	5	4	4	(2)	[2]		—	
文 京	5	4	3	(1)	[2]		—	
台 東	5	4	3	(1)	[2]		—	
墨 田	5	4	3	(1)	[2]		—	
江 東	5	4	4	(2)	[2]		—	
品 川	5	4	4	(2)	[2]		—	
目 黒	5	4	4	(2)	[2]		—	
大 田	5	4	4	(2)	[2]		18	
世 田 谷	5	4	4	(2)	[2]		20	
洪 谷	5	4	3	(1)	[2]		—	
中 野	5	4	4	(2)	[2]		—	
杉 並	5	4	4	(2)	[2]		15	
豊 島	5	4	4	(2)	[2]		—	
北	5	4	4	(2)	[2]		—	
荒 川	5	4	3	(1)	[2]		—	
板 橋	5	4	4	(2)	[2]		17	
練 馬	5	4	4	(2)	[2]		21	
足 立	5	4	4	(2)	[2]		15	
葛 飾	5	4	4	(2)	[2]		19	
江 戸 川	5	4	4	(2)	[2]		21	

資料：各区資料による。

注：1. 委員数は現員数である。

2. () 内は議員選出数で、[] 内は知識経験者選出数でそれぞれ内数である。

執行機関

(2) 附属機関及び委員数（その2）

区 分 区 名	防 災 会 議	民 推 生 せ 委 ん 員 会	公 認 害 定 健 審 康 査 被 会	保 協 健 議 所 議 運 会	結 核 審 査 会	国 運 民 営 健 協 保 議 健 会	建 築 審 査 会
総 数	1,052	321	271	923	220	527	117
千 代 田	40	14	14	30	5	30	5
中 央	45	14	15	30	5	26	5
港	49	14	15	96	15	26	6
新 宿	45	14	15	75	15	30	5
文 京	35	14	13	30	10	23	5
台 東	49	14	15	54	10	29	—
墨 田	40	13	15	29	5	24	5
江 東	54	14	14	30	10	26	5
品 川	59	14	14	30	5	24	7
目 黒	33	14	15	30	5	20	5
大 田	49	14	11	30	20	22	5
世 田 谷	70	14	—	120	20	20	5
渋 谷	32	14	15	30	5	21	5
中 野	39	14	—	30	10	20	5
杉 並	27	14	—	30	5	20	5
豊 島	47	14	15	30	5	20	6
北	51	14	15	30	15	21	6
荒 川	35	14	15	20	5	20	6
板 橋	43	14	13	30	15	20	6
練 馬	40	14	—	30	5	24	5
足 立	52	14	14	21	10	20	5
葛 飾	54	14	15	60	10	21	5
江 戸 川	64	14	13	28	10	20	5

資料：各区資料による。

注：1. 地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3の規定に基づき設置されたものである。

2. 委員数は現員数である。

3. 「建築審査会」の委員には、専門調査員は含まない。

(平成元. 4. 1現在)

青少年問題会	協 議 会	生業資金貸付(運営)会	審査(協議)会	特報審 別酬議 職等会	興旅び法協 業館公 場業衆運議 法法浴 ・及場宮会	大 障 認 気 害 審 汚 査 査 染 者 会	公害報審 害補 健償酬査 康診 被療等会	都 審 市 議 計 画 会	財議査 産・ 価評 格価 審審会	
964		209	197	243	147	124	485	176	総	
40		10	10	15	6	7	16	—	千	
55		—	10	27	7	6	22	—	中	
30		15	—	13	6	7	19	8	港	
43		—	10	15	6	7	20	—	新	
43		10	10	15	5	6	16	10	文	
41		12	10	20	6	7	14	12	台	
43		13	—	14	5	5	19	—	墨	
49		13	—	—	5	7	20	—	江	
58		—	14	14	10	6	19	7	品	
33		13	—	15	4	5	35	3	目	
33		14	10	20	11	6	17	11	大	
35		—	10	15	6	—	20	7	世	
41		20	15	15	6	7	18	—	渋	
35		9	10	—	6	—	33	—	中	
29		—	10	—	6	—	18	10	杉	
37		—	10	—	6	6	20	12	豊	
48		11	10	20	6	7	20	12	北	
40		10	10	10	6	7	20	8	荒	
32		15	8	—	7	7	29	16	板	
35		14	10	—	10	—	30	14	練	
64		13	10	—	6	7	18	15	足	
46		17	10	15	5	7	20	8	葛	
54		—	10	—	6	7	22	23	江	

4. 会の名称は、区により異なることがある。

執行機関

(2) 附属機関及び委員数（その2）

区 分 区 名	そ の 他		そ の 他 の 附
	会 数	委員数	
総 数	152	1,820	
千代田	4	41	文化財保護審議会(6) 住居表示審議会(20) 建築紛争調定委員会(3)
中央	5	41	個人情報保護審査会(7) 公文書公開審査会(4) 公文書公開制度運営
港	6	98	社会教育委員会議(10) 文化財保護審議会(9) 区立学校適正規模等審
新宿	4	41	住居表示審議会(15) 建築紛争調定委員会(6) 社会教育委員(10) 文化
文京	3	21	奨学生選考委員会(11) 情報公開制度運営審議会(7) 建築紛争調定委
台東	5	49	奨学資金貸付選考委員会(10) 財産価格審議会(12) 電子計算組織管理
墨田	5	35	個人情報保護審議会(9) 建築紛争調定委員会(6) 文化財保護審議会
江東	5	75	電子計算組織管理運営審議会(17) 建築紛争調定委員会(6) 奨学資金
品川	9	78	電子計算組織運営審議会(15) 情報公開審議会(3) 同和对策資金貸付 勤労者生活資金融資あっ旋審査会(10) 建築紛争調定委員会(4) 社会
目黒	6	64	公文書公開・個人情報保護審議会(23) 公文書公開・個人情報保護審
大田	11	132	同和对策資金貸付審査会(9) 小規模企業特別事業資金あっせん審査 環境公害問題対策会議(20) スポーツ振興審議会(11) 文化財保護審議
世田谷	10	177	基本計画審議会(30) 電子計算組織運営管理審議会(18) 中小商工業振 自転車等放置防止対策審議会委員会(20) 建築紛争調定委員会(3) 社
渋谷	5	40	福祉環境整備助成審査会(8) 児童福祉問題審議会(11) 建築紛争調定
中野	9	130	電算処理に係る個人情報保護審議会(24) 中野区練馬区富士見台ケア 福祉審議会(29) 情報公開審査会(5) 図書館運営協議会(11) 長期計画
杉並	9	114	環境保全対策推進委員会(30) 情報公開・個人情報保護審査会(3) 情 区立図書館協議会(10) 社会教育委員(8) 郷土博物館運営協議会(12)
豊島	8	112	行政情報公開審査会(5) 個人情報保護審議会(17) 表彰審査会(15) 住 文化財保護審議会(7)
北	9	101	中小企業従業員退職金等共済運営審議会(15) 奨学資金貸付審査会(11)
荒川	2	17	個人情報保護審議会(10) 文化財保護審議会(7)
板橋	7	63	個人情報保護審議会(17) 表彰審査会(14) 都市計画事業板橋三園一丁 情報公開制度運営審議会(15) 情報公開救済委員会(5) 小売市場運営
練馬	9	139	緑化委員会(25) 公民館運営審議会(27) 建築紛争調定委員会(5) 富士 公文書公開運営審議会(11) 美術館運営協議会(23) 文化財保護審議
足立	8	95	育英資金貸付審議会(10) 庁舎建設審議会(20) 建築紛争調定委員会(4) 公文書公開審査会(5) 公文書公開運営審議会(20)
葛飾	6	61	学校保健委員会(20) 個人情報保護審査会(5) 建築紛争調定委員会(5)
江戸川	7	96	自立資金貸付審査委員会(18) 公害等対策資金貸付審査委員会(14) 奨学生選考委員会(20) 文化財保護審議会(16)

資料：各区資料による。

注：1. 地方自治法第184条の4第3項及び第202条の3項の規定に基づき設置されたものである。

(平成元. 4. 1現在)

属 機 関 の 内 訳 (順 不 同)	
個人情報保護審議会(12) 審議会(13) 文化財保護審議会(7) スポーツ振興審議会(10) 議会(20) 中小企業振興審議会(19) 個人情報保護審議会(10) 基本構想審議会(30) 財保護審議会委員(10) 員会(3) 運営審議会(9) 社会教育委員(10) 文化財保護審議会(8) (6)公文書公開審議会(5) 学童災害共済審査会(9) 貸付審査会(12) 文化財保護審査会(5) 基本構想審議会(35) 審査会(9) 奨学金運営委員会(10) 中小企業事業資金融資あっ旋審査会(9) 教育委員(9) 文化財保護審議会(9) 査会(3) 奨学資金運営委員会(12) 建築紛争調定委員会(6) 社会教育委員(10) 文化財保護審議会(10) 会(9) 産業振興資金貸付審査会(8) 奨学金貸付審議会(14) かけ等整備資金あっせん審査会(6) 会(8) 郷土博物館運営協議会(9) 交通安全対策会議(34) 建築紛争調定委員会(4) 興対策委員会(20) 消費経済対策委員会(20) 農業振興対策委員会(18) 自然環境保護審議会(26) 会教育委員会(10) 文化財保護審議会(12) 委員会(6) 奨学資金運営委員会(12) 文化財専門委員会(3) センター運営審議会(12) 建築紛争調定委員会(6) 社会教育委員(10) 文化財保護審議会(8) 検討区民会議(25) 報公開・個人情報保護審議会(20) 建築紛争調定委員会(6) 文化財保護審議会(10) 社会教育センター審議会(15) 居表示審議会(25) 高齢社会対策審議会(29) 建築紛争調定委員会(6) 社会教育委員(8) 建築紛争調定委員会(3) 個人情報保護審議会(17) 緑化推進審議会(15) 文化財保護審議会(9) 目土地区画整理審議会(9) 建築紛争調整委員会(6) 区立美術館運営協議会(8) 文化財保護審議会(9) 協議会(11) 見台ケーアセンター運営審議会(12) 電算処理に係る個人情報保護審議会(21) 公文書公開審査会(5) 会(10) 個人情報保護審議会(18) 郷土博物館運営協議会(6) 文化財保護審議会(12) 個人情報保護委員会(12) 育英資金貸付審議会(14) 文化財保護審議会委員(5) 医学生等修学資金貸付選考委員会(10) 建築紛争調定委員会(3) 葛西沖開発審議会(15)	総 千 中 港 新 文 台 墨 江 品 目 大 世 洪 中 杉 豊 北 荒 板 練 足 葛 江

2. 委員数は現員数である。

3. 各附属機関の「区名」の名称は省略した。

執行機関

(3) 専門委員・指導員・相談員等

区 分 区 名	青少年 委員	社 会 指 導 教 育 員	体 指 導 育 員	郷 等 土 調 査 員 史 員	教 育 相 談 員	法 律 相 談 員	結 婚 相 談 員
総 数	1,074	271	1,103	146	359	612	21
千 代 田	21	8	30	—	16	11	—
中 央	21	7	35	7	5	43	—
港	27	8	30	4	9	56	2
新 宿	36	10	43	7	6	20	—
文 京	30	6	36	11	13	20	—
台 東	50	5	69	—	4	78	2
墨 田	35	3	35	—	19	6	1
江 東	50	14	52	—	11	12	—
品 川	39	10	50	9	20	17	—
目 黒	46	8	6	55	8	—	1
大 田	60	64	60	—	14	—	—
世 田 谷	64	14	70	5	27	—	2
渋 谷	35	13	12	2	15	31	2
中 野	43	9	43	—	32	40	3
杉 並	49	10	50	5	17	26	—
豊 島	35	17	42	8	—	77	—
北	64	7	64	6	4	25	3
荒 川	42	8	44	3	56	28	—
板 橋	58	25	70	—	13	23	3
練 馬	69	11	76	4	18	53	1
足 立	80	8	80	12	29	33	—
葛 飾	55	—	45	1	7	—	—
江 戸 川	65	6	61	7	16	13	1

資料：各区資料による。

注：1. 例示以外については省略した。

2. 委員数は各委員として登録している数値である。

(平成元. 4. 1現在)

区相 行談 財政等員	税務 相談員	区民 相談員	母子 相談員	家庭 相談員	ろ相 う談 あ者員	交相 通談 事故員	保協 健力 衛委 生員	
72	135	59	49	46	13	129	3,434	総
2	4	5	1	1	—	2	132	千
—	24	2	1	1	—	—	149	中
—	—	—	1	1	—	56	196	港
—	—	4	2	2	—	14	—	新
—	10	6	1	1	—	2	178	文
—	3	3	1	1	1	4	208	台
—	—	3	1	1	—	—	179	墨
1	—	—	2	2	—	2	203	江
—	2	3	1	1	—	2	207	品
11	—	1	—	1	—	2	166	目
—	—	—	—	4	—	—	401	大
—	—	4	—	5	—	—	426	世
4	1	—	1	1	1	28	183	洪
6	12	1	2	2	1	3	—	中
—	8	4	3	3	3	1	293	杉
5	—	2	2	2	—	—	—	豊
—	1	—	2	1	—	1	249	北
—	—	5	1	1	2	1	—	荒
3	14	4	17	3	—	3	264	板
10	7	—	3	3	3	2	—	練
22	48	4	5	5	—	2	—	足
5	—	5	—	2	—	2	—	葛
3	1	3	2	2	2	2	—	江